



茨城労働局発表  
平成27年11月27日(金)

【照会先】  
茨城労働局雇用均等室  
室長 青木 利彦  
地方育児・介護休業指導官 渡邊 朋子  
(電話)029-224-6288

## 県内5か所で「女性活躍推進法説明会」を開催！

～ 労働者 301 人以上の企業は、平成 28 年 4 月 1 日までに  
行動計画策定・届出が必要です ～

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」）が公布され、これにより、平成 28 年 4 月 1 日までに、労働者 301 人以上（県内約 220 社）の事業主は、自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、行動計画の策定・届出、情報公表等に取り組む必要があります（※労働者 300 人以下の場合は努力義務）。【資料 1・2 参照】

茨城労働局（局長 中屋敷勝也）では、女性活躍推進法に企業が対応するため、以下のとおり説明会（5会場・計9回）を開催します。【資料 3 参照】

| 会場    | 開催日       | 開催時刻                       | 開催場所                                   |
|-------|-----------|----------------------------|----------------------------------------|
| 水戸会場  | 12月1日(火)  | 13:30～15:00                | 茨城労働局 2 階会議室<br>(水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎) |
|       | 12月2日(水)  |                            |                                        |
|       | 12月9日(水)  |                            |                                        |
|       | 12月10日(木) |                            |                                        |
| 土浦会場  | 12月8日(火)  | 10:00～11:30<br>13:00～14:30 | 亀城プラザ<br>(土浦市中央2-16-4)                 |
| 古河会場  | 12月3日(木)  | 13:00～14:00                | 古河労働基準監督署会議室<br>(古河市東3-7-32)           |
| 龍ヶ崎会場 | 12月15日(火) | 13:00～14:00                | 龍ヶ崎労働基準監督署会議室<br>(龍ヶ崎市川原代町4-6336-1)    |
| 鹿嶋会場  | 12月14日(月) | 13:00～14:00                | ハローワーク常陸鹿嶋会議室<br>(鹿嶋市宮中1995-1)         |

■対象者 企業の人事労務担当者

■内 容 (1) 女性活躍推進法 (2) 女性活躍加速化助成金

(3) 次世代法に基づく行動計画(※) (4) 労働契約法における無期転換ルール(※)

【(※)…水戸会場・土浦会場のみ】

◎12月1日（水戸会場）については取材可能です。ぜひ取材をお願いいたします！

（取材される場合、事前に雇用均等室(☎029-224-6288)までご連絡ください。）

## <参考>

### 「地域における女性の活躍に関する意識調査」の結果にみる茨城県の女性の意識

内閣府は 2015 年 6 月 19 日、上記調査の結果を公表しました。調査結果は都道府県別・男女別に示されており、それによると、茨城県の女性に以下のような回答がみられました。

- 『あなたは自分の家庭は“夫が外で働き、妻が家を守る”が理想だと思うか』との“性別役割分担意識”に関する問いに対する回答で、「思う」(=「そう思う」+「ややそう思う」の計)との選択肢を選んだ女性の割合

→ 全国平均 43.9%のところ、茨城県 50.0% (全国 4 位)

※性別役割分担意識を肯定する者の割合が高い都道府県では、男性の長時間労働の割合が高い。

(平成 27 年版男女共同参画白書)

- 『あなたは現在の職場で昇進したいと思うか』との問いに対する回答で、「昇進制度や昇進できるポストがない」との選択肢を選んだ女性の割合

→ 全国平均 23.3%のところ、茨城県 31.0% (全国 3 位)

### 女性の管理職登用が進むと、企業の業績にも良い影響が！

帝国データバンクは 2015 年 8 月 13 日、女性登用に対する企業の意識調査の結果を公表しました。それによると、

- 今後の女性活躍を促進するためのキーポイントと影響率は、
  - ①「社会の制度拡充」(12.0%)、
  - ②「家庭の負担軽減」(32.4%)、
  - ③「職場の働き方の見直し」(45.7%) (←「社会の制度拡充」(12.0%)の 3.8 倍の影響度!!)
- **女性がより働きやすい職場環境を作ることで、「女性管理職割合の上昇」→「売上増加確率の上昇」というプロセスを経て、企業の業績改善につながる**ことが明らかとなり、「**女性管理職割合が 1 %増加すると、売上増加確率が 0.52%上昇する**」という関係性にあることが分かった、…と結論付けています。

### 良い人材が集まる企業であるために…

企業にとって、少子・高齢化により労働力人口が減少する中、“いかに良い人材を確保するか”が課題になっており、一方、仕事を求める方は「仕事と子育ての両立支援」「妊娠・出産・子育て支援の充実」などを重視するようになっていきます。

企業の皆様には、この女性活躍推進法を機に、ご自身の会社の状況を把握・分析していただき、**女性が働きやすい職場環境を作る、女性の管理職登用に積極的に取り組んでいただく**ことが、良い人材が集まる企業であるためのカギになるものと考えます。

## 【添付資料】

資料 1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要

資料 2 女性活躍推進法が成立しました！(リーフレット)

資料 3 女性活躍推進法説明会 リーフレット(裏面：参加申込書)

(参考) 行動計画策定パンフレット